

平成22年11月16日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

- NHKでは、平成18年11月に、東京において放送受信料の未収者に対する支払督促の申立てを行って以来、今年10月末までに全国で1,222件の督促申立てを行ってきました。
- その結果、申立てを行った多くの方々に、全額または分割で放送受信料のお支払いをいただけるようになりました。ただ一部に、支払督促または判決等が確定したにもかかわらず、依然として放送受信料のお支払いをいただいていない方々もおられます。
- このため、本年5月14日に続き今回、放送受信料のお支払いを未だにいただいていない27人の方々に、このままお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付で、郵送しました。

・ 予告対象者 27人（15都道府県）

（内訳 東京都1・神奈川県3・埼玉県2・大阪府3・京都府1・兵庫県2・滋賀県3・静岡県1・広島県1・山口県1・福岡県2・長崎県1・北海道2・愛媛県1・香川県3、数字は人数）

・ 予告通知発送日 平成22年11月16日（東京から発送済み）

・ 支払期限 平成22年11月25日

- なお、指定の期限までに放送受信料のお支払いに応じていただけない場合は、やむを得ず、対象者の所在地を管轄する各地方裁判所に対し、強制執行手続きの申立てを行います。

【NHKコメント】

- 本日、NHKとして2回目になりますが、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨を、対象者に予告しました。
- NHKでは引き続き、誠心誠意の対応を続けてまいります。どうしてもお支払いをいただけない場合は、放送受信料の公平負担の徹底のため、やむを得ず強制執行手続きの申立てを行います。